

**「環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（案）」に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について**

1．意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

（2）意見提出期間

平成19年3月5日（月）～平成19年4月3日（火）

（3）意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール

（4）意見提出先

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室

2．意見募集結果

意見提出数 0件